



連絡先：〒445-0853

愛知県西尾市桜木町3-51-3 林ビル2階

電話：0563-53-0220 F A X：0563-53-0222

e-mail：inoue@aisan-law.jp

# あいさん事務所便り

## 自然災害と使用者の安全配慮義務 ～天災ならば全て免責される？

今年の夏は異常な猛暑が続きましたが、近年、豪雨による水害等、「100年に1度」の災害が、全国で毎年のように発生しています。

この点、使用者には、従業員に対する安全配慮義務があります。自然災害発生時であってもこの義務を負うため、使用者には、従業員の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮することが求められます。自然災害の発生自体は、使用者の責任ではありません。しかし、だからといって「天災だからやむを得ない」「何の責任を負わなくてもよい」などということにはならないのです。

この点で参考になるのが、平成23年3月11日の東日本大震災に関する裁判である、七十七銀行女川支店津波被災事件（仙台高等裁判所平成27年4月22日判決）です。

## 七十七銀行女川支店津波被災事件 ～事案の概要と裁判のポイント

### ●事案の概要

地震発生後、支店長の指示で、行員ら13名が鉄筋コンクリート3階建ての支店屋上に避難したものの、支店長は町が指定する指定避難場所である高台への避難を指示せず、全員が津波に流され、1名を除き死亡もしくは行方不明となったという痛ましい事件です。

宮城県の地震被害想定調査に関する報告書では、女川町の津波の最大高さは5.3mから

5.9mとされていましたが、当時、支店屋上（約13m）を越える津波（海拔20m）が押し寄せたというものでした。

第一審の仙台地裁は、使用者において「（従業員の）生命及び健康等が地震や津波といった自然災害の危険からも保護されるよう配慮すべき義務を負っていた」と述べました。そして、同事件の控訴審である仙台高裁もこの判断を踏襲しました。自然災害発生時にも使用者の安全配慮義務が存在することを明確に認めた判決といえます。

一方で、第一審・控訴審ともに、本件の事実関係のもとでは、使用者の安全配慮義務違反自体は認められないと判断をしました。

### ●裁判のポイント

裁判所が安全配慮義務違反を認めなかったポイントは次のとおりです。

- ・使用者が、震災前の災害対応プランにおいて、津波からの避難場所として町の指定避難場所の他に、支店屋上を追加したことに不合理性はない
- ・震災前後に収集可能であった情報によっては、支店屋上を超えるほどの高さの津波が襲来することの危険性を具体的に予見することは可能であったとは言えず、支店長が支店屋上への避難を指示したことにつき義務違反を認められない
- ・その後も町の指定避難場所に避難先を変更しなかったことについても、支店屋上での避難継続による被災の危険性が、避難先を変更して移動する途中で被災する危険性を明白に

上回っていたとまでは言えない

## 防災法務・減災法務という考え方 ～安全配慮義務違反にならないために

### ● 予見可能性と結果回避可能性

使用者の安全配慮義務違反が争われる場合には、予見可能性と結果回避可能性が問題となります。先ほどの津波被災事件では、支店屋上を越えるような大津波が来ることまでは予見できなかったことから、使用者の責任が否定されています。

自然災害においても使用者がその注意義務を尽くすためには、災害の発生につき一般的な科学的知見に基づき予見することが求められています。しかし、一度でも大津波を経験し、異常気象が当たり前になった社会では、その後起きる同様の災害では、予見可能性ありと評価されることも多くなるといえるでしょう。

そのため、予見義務を果たすためには、迅速かつ適切な情報収集が必要となります。この点で、気象庁発表の警報や注意報は使用者がまず把握すべき情報であり、それを基に危険な結果を回避するための具体的判断を行う必要があります。

それでは、自然災害発生時に必要とされる予見可能性とはどのようなものでしょうか。

## 防災・減災法務の考え方



### ● 求められる予見可能性のレベルは高い

求められる予見可能性のレベルを考えるうえで、高校生が課外のクラブ活動として参加していたサッカーの試合中に落雷を受けて負傷した事案について、引率教諭の予見可能性や注意義務が争われた最高裁平成18年3月13日判決が参考になります。

最高裁は、運動場にて落雷が聞こえるときには遠くても直ちに屋内に避難すべきであるとの趣旨の記載がある文献が多く存在していること、試合の開始直前頃には黒く固まった雷雲が立ち込め雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きるのが目撃されていたことなどから、引率者としては落雷事故発生危険が迫っていることを具体的に予見することが可能であり、また予見すべき注意義務を怠ったと判示しました。

最高裁の判示からは、自然災害による事故であっても、求められる予見可能性のレベルは相当に高いものであることがわかります。

### ● 万全の情報収集と異常気象を見越した対策

自然災害時に安全配慮義務違反を問われないうえには、使用者は、先ほどの警報や注意報だけでなく、常日ごろから、会社建物の耐震性能等の安全性について適切に把握しておくべきです。また、地域防災計画やハザードマップ、近年の異常気象等を踏まえた上で防災マニュアル等を策定し、従業員に周知徹底をし防災訓練を実施する等といった対応も求められるでしょう。リスク対策を放置し、その結果災害時に従業員の身体生命等が脅かされたときは、使用者の安全配慮義務違反が認められる可能性が高いです。

#### ～当事務所よりひと言～

私も防災士資格を取得しました！今後は防災士兼弁護士として、防災・減災法務もブラッシュアップしたいと思います。

